

上下水道局からのお知らせ

引っ越しシーズンです！
水道の届け出をお忘れなく！



水道・下水道を使い始めるとき(開始)、使用をやめるとき(中止)、そのほか変更があったときは必ず届け出をお願いします。

届け出は電話や上下水道局窓口、上下水道局ホームページで受付けています。

連絡先 上下水道局料金センター (電話 0957-53-1111)

開始届

事前の受付もできます。入居日が決まったら連絡してください。
入居先のポストなどに入っている緑色の《上下水道使用についてのお願い》に記載しているお客様番号をお知らせください。

なお、「口座振替」での支払いは毎月50円の割引があり、年間最大600円もお得になります。

詳しくは《上下水道使用についてのお願い》をご覧ください。
※現在、水道の元栓の閉栓は行っていませんので水はすぐに使用できますが、開始届をされない場合はやむを得ず給水を停止する場合がありますのでご注意ください。

中止届

事前の受付もできます。引っ越しや長期不在などこのような場合はご連絡ください。
納入通知書や検針票に記載しているお客様番号をお知らせください。
中止届がなかった場合は引っ越し後も料金がかかりますのでご注意ください。

その他の変更

- 使用者の名義を変更する場合
- 支払方法や納入通知書の送付先などを変更する場合

このようなときはご連絡してください。



大村湾にやさしい下水道を目指して!

「下水道の高度処理」を
3月末から開始します。



高度処理事業の目的

大村湾は湾口が狭く、閉鎖性水域となっているため、窒素・リンの流入によって富栄養化になりやすい水域となっています。

下水道を高度処理することにより、従来と比べ窒素やリンを除去することが可能となります。

富栄養化を防止し、大村湾の水質向上を目的としています。

大村湾周辺沿岸部の5市5町は、よりきれいな大村湾の水質保全を目指しており、大村市では平成28年度から高度処理事業に取り組んでいます。



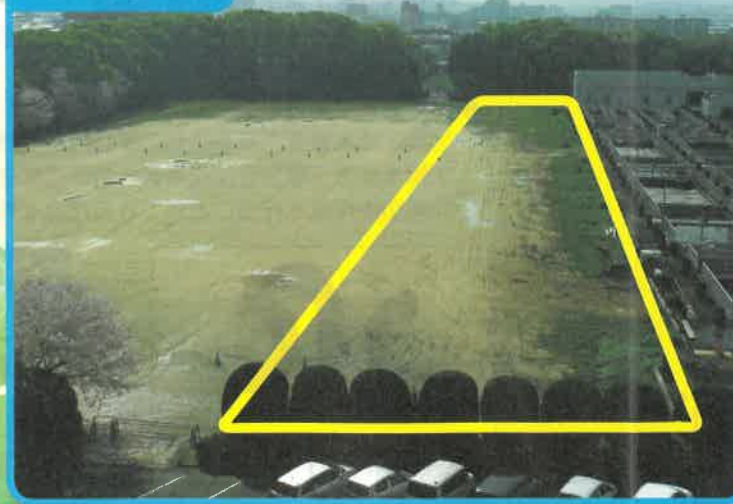
これまで整備を進めてきた「高度処理施設」が完成し、大村湾流域では初めての稼働となります。大村浄水管理センターでは6系列の水処理施設で下水処理を行っていますが、大村湾の環境基準向上のため、水処理施設1系列を高度処理施設で増設しました。

今後は既設の水処理施設の更新時期に合わせて、高度処理施設への転換を行っていく予定です。

高度処理施設 1 系列



工事着工前



高度処理のイメージ



無酸素槽



無酸素槽で酸素量を減らすことにより、微生物による窒素やリンの除去を行います。この過程で硝酸性窒素が窒素ガスになって大気中に放出されます。(脱窒)

好気槽



好気槽は槽全体に酸素が多くある状態で、微生物が有機物を分解します。この過程で、アンモニアを硝酸性の窒素に変えていきます。(硝化)



スイゾーくん

指定給水装置工事事業者にご依頼を！

上下水道局では、給水装置の新設・改造・漏水修理などを行う場合、工事の専門的な知識と技術を有している工事業者を指定しています。

工事を行う場合は、指定給水装置工事事業者（指定工事店）に依頼してください。

なお、お客様と指定工事店との間で行う契約となりますので、事前に見積りを依頼し納得されたうえで依頼してください。

※漏水修理は必ず指定工事店に依頼してください。料金の減免申請ができませんのでご注意ください。

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

5年ごとの更新が必要になりました！

「水道法の一部を改正する法律」により、指定給水装置工事事業者としての有効期間が従来の無期限から5年間となりました。旧制度で指定を受けた事業者は、指定を受けた日によって**初回の更新までの有効期間**が下表のとおりとなっています。

| 指定を受けた日 | 初回更新までの有効期間 |
|--------------------|-------------|
| H10.4.1 ~ H11.3.31 | 令和2年9月29日まで |
| H11.4.1 ~ H15.3.31 | 令和3年9月29日まで |
| H15.4.1 ~ H19.3.31 | 令和4年9月29日まで |
| H19.4.1 ~ H25.3.31 | 令和5年9月29日まで |
| H25.4.1 ~ R元.9.30 | 令和6年9月29日まで |

更新の対象となる事業者へは
あらかじめ上下水道局から
通知を送付します。

●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称・性能及び数
- ③指定の基準に該当していること

●指定更新申請時に3項目の確認を行います。

- ①指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、休業日、対応可能な工事 など)
- ②給水装置工事主任技術者等への研修機会確保の状況
- ③適切に作業を行うことができる技能を有する者の配置状況



スイミーちゃん



大村市上下水道局

お問い合わせ

- 上下水道局 業務課
電話 0957-53-1116 (平日8時30分から17時15分)
- 上下水道局料金センター【受託会社 フジ地中情報株】
電話 0957-53-1111 (平日8時30分から18時)